



日本遺産
絶景の宝庫
和歌の浦

写真やSNSがなかった古の時代、人々は美しい景色を和歌に詠い持ち帰った。
その和歌の聖地として崇められたのが「和歌の浦」。
海と山に囲まれた和歌の浦の美しい日本遺産を、一泊二日で巡りませんか。

日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」
一泊二日
モニターツアー

(イベント主催)
和歌の浦日本遺産
活用推進協議会

平成31年
1月19日(土)
~20日(日)



・モニター価格、1泊4食・体験・施設入館料込み。
・旅行行程中実施するアンケートにご協力下さい。

観海閣



和歌浦天満宮

黒江の町並み

和歌山城



参加をご希望の方は、裏面の申込書にてお申し込みください。

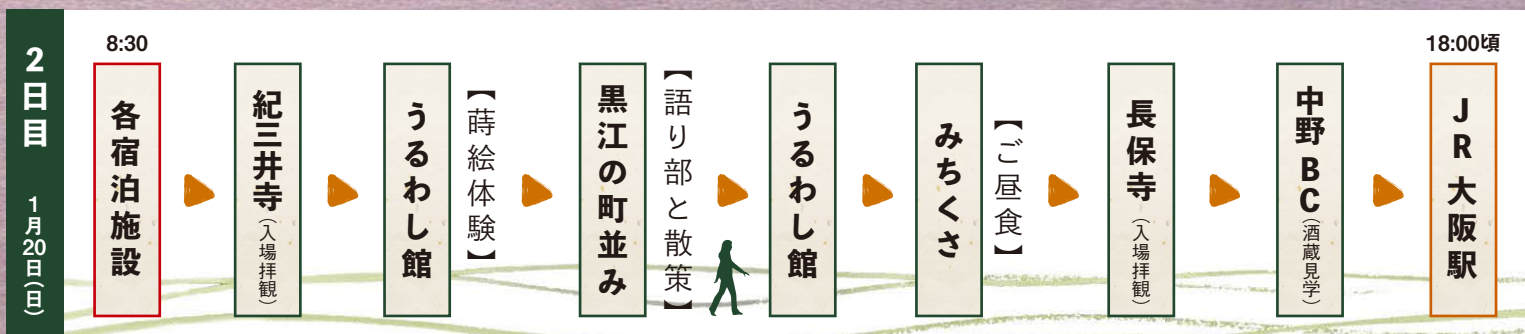


宿泊先によりご旅行代金が
A:12,000円、B:9,800円と異なります。

A旅館群:
・和歌の浦温泉 萬波 MANPA RESORT
・紀州温泉 雑賀の湯 双子島荘
・紀州温泉 ありがとうの湯 漁火の宿 シーサイド観潮
・Wakanoura Nature Resort EPICCHARIS

B旅館群:
・紀州和歌の浦 木村屋
・紀州温泉 元気の湯 国民宿舎 新和歌ロジ
・潮風荘

【募集定員】40名様



赤線枠の必要事項をご記入いただき、下記事務局までFAXにてお申込みください。はがきにてお申込みの場合は、必要記載事項をご記入後、下記事務局あてに送付をお願いいたします。

申込方法

FAX 073-432-2775

はがき 〒640-8033和歌山県和歌山市本町1丁目43和歌山京橋ビル2階
株式会社JTB 和歌山支店内「和歌の浦モニターツアー事務局」担当者/竹内・鈴木・市川宛

申込締切

平成31年1月11日(金)必着

プラン

日本遺産「絶景の宝庫 和歌の浦」一泊二日モニターツアー
定員：40名様

【添 乗 員】各集合場所から解散場所まで同行します。
【利用交通機関】貸切バス（ヤサカ観光バス）
【食事条件】朝食1昼食2夕食1

ご記入欄

必ず項目全てにご記入ください。お申し込み後、参加案内をお送りいたします。
1組あたり2名様以上でお申し込み下さい。

■ご希望の宿泊施設にを入れてください。

A 旅館群 12,000 円

- 和歌の浦温泉 萬波 MANPA RESORT
- 紀州温泉 雑賀の湯 双子島荘
- 紀州温泉 ありがたいの湯 漁火の宿 シーサイド観潮
- Wakanoura Nature Resort EPICCHARIS

B 旅館群 9,800 円

- 紀州和歌の浦 木村屋
- 紀州温泉 元気の湯 国民宿舎 新和歌口ッジ
- 潮風荘

代表者氏名

フリガナ() ■性別(男・女) ■年齢(歳)

住所 〒

TEL.

携帯

ご同伴者

フリガナ() ■性別(男・女) ■年齢(歳)
フリガナ() ■性別(男・女) ■年齢(歳)
フリガナ() ■性別(男・女) ■年齢(歳)

ご旅行条件書(要約) ※お申し込みの際には、必ず旅行条件書(全文)をお受け取りいただき、事前にご確認の上お申し込みください。

■ 募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社JTB 和歌山支店(和歌山県和歌山市本町1丁目43 観光庁長官登録旅行業第64号以下「当社」という)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」とい)を締結することになります。また、旅行条件は、下記によるほか、別途お渡しする旅行条件書(全文)、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部によります。

■ 旅行のお申し込み及び契約成立

1. 所定の申込書に所定の事項を記入し、旅行代金全額を添えてお申し込みください。(当該ツアーでは旅行代金は不要です)
2. 郵便・ファクシミリその他の通信手段でお申し込みの場合、当社が予約の承諾の旨通知した翌日から起算して3日以内に申込書の提出と旅行代金全額のお支払いをしていただきます。(当該ツアーでは旅行代金は不要です)
3. 旅行契約は、当社が契約の承諾を行った時に成立します。

■ 旅行代金のお支払い

旅行代金は旅行出発日の前日からさかのぼって13日目にあたる日より前(お申し込みが間際の場合は当社が指定する期日まで)にお支払いください。また、お客様が当社提携カード会社のカード会員である場合、お客様の署名なくして旅行代金、取消料、追加諸費用などお支払いいただくことがあります。この場合のカード利用日は、お客様からお申し出がない限り、お客様の承諾日といたします。(当該ツアーでは該当いたしません)

■ 取消料

旅行契約成立後、お客様の都合で契約を解除されるときは、次の金額を取消料として申し受けます。

契約解除の日	取消料(お1人様)
1. 21日目にあたる日より前の解除(日帰り旅行にあたっては11日目)	無料
2. 20日目にあたる日以降の解除(日帰り旅行にあたっては10日目)(3~6を除く)	旅行代金の20%
3. 7日目にあたる日以降の解除(4~6を除く)	旅行代金の30%
4. 旅行開始日の前日の解除	旅行代金の40%
5. 当日の解除(6を除く)	旅行代金の50%
6. 旅行開始後の解除又は無連絡不参加	旅行代金の100%

■ 旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送期間の運賃・料金(注釈がないかぎりエコノミークラス)、宿泊費、食事代、観光施設入場料、旅行取扱料金及び消費税等諸税。これらの費用は、お客様の都合により一部利用されなくても原則として払い戻しいたしません。(コースに含まれない交通費等の諸費用及び個人費用は含みません。)

■ 特別補償

当社は、当社又は当社が手配を代行させた者の故意又は過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規定に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物上に被った一定の損害について、以下の金額の範囲において、補償金又は見舞金を支払います。
・死亡補償金:1500万円 ・入院見舞金:2~20万円 ・通院見舞金:1~5万円
・携行品損害補償金:お客様1名につき~15万円(但し、補償対象品1個あたり10万円を限度とします。)

■ 「通信契約」を希望されるお客様との旅行条件

当社提携クレジットカード会社のカード会員(以下「会員」といいます。)より「会員の署名なくして旅行代金や取消料等の支払いを受けること(以下「通信契約」といいます。))を条件にお申し込みを受けた場合、通常の旅行条件とは以下の点で異なります。(受託旅行業者により当該取扱ができない場合があります。また取扱できるカードの種類も受託業者により異なります。)

1. 契約成立は、当社が電話又は郵便で旅行契約の締結の承諾通知を発信したとき(e-mail等電子承諾通知を利用する場合は、その通知がお客様に到達したとき)とします。また申込時には「会員番号・カード有効期限」等通知して頂きます。
2. 「カード利用日」とは旅行代金等の支払い又は払戻し敬請を履行すべき日をいいます。旅行代金のカード利用日は「契約成立日」とします。(但し、成立日が旅行開始全日から14日目にあたる日より前の場合は「14日目(休業日にあたる場合は翌営業日)」とします。また取消料のカード利用日以降であった場合は、当社は旅行代金から取消料を差し引いた額を解除依頼日の翌日から起算して7日間以内でカード利用日として払い戻します。
3. 与信等の理由により会員のお申し出のクレジットカードでのお支払いができない場合、当社は通信契約を解除し、規定の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいただいた場合はこの限りではありません。

■ 国内旅行保険への加入について

旅行先において、けがをした場合、多額の治療費、移送費がかかることがあります。また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回収が大変困難であるのが実情です。これらの治療費、移送費、また、死亡・後遺障害等を担保するため、お客様自身で充分な額の国内旅行保険に加入することをお勧めします。詳細については、販売員の係員にお問合せください。

■ 個人情報の取扱いについて

1. 当社及び販売店は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただきます。ほか、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービス受領のために手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。
2. 当社は、旅行先でのお客様のお買い物等の便宜のため、当社の保有するお客様の個人情報を土産物店に提供することがあります。この場合、お客様の氏名及び搭乗される航空便名等に係る個人情報あらかじめ電子的方法等で送付することによって提供いたします。なお、これらの個人情報の提供の停止を希望される場合は、お申込店に出発前までにお申し出ください。

■ 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件は2018年12月1日を基準としています。又、旅行代金は2018年12月1日現在の有効な運賃・規則を基準として算出しています。

お申し込み
お問い合わせ

株式会社JTB 和歌山支店内「和歌の浦モニターツアー事務局」

- 住所 / 和歌山県和歌山市本町1丁目43和歌山京橋ビル 2階
- TEL / 073-432-1437
- 営業時間 / 9:30~17:30(土・日・祝休業)
- 総合旅行業務取扱管理者: 吉田 弘毅 担当: 竹内・鈴木・市川

旅行企画・実施

株式会社JTB 和歌山支店 観光庁長官登録旅行業第64号 一般社団法人 日本旅行業協会正会員

〒640-8033 和歌山県和歌山市本町1丁目43

● 総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を取り扱う営業所での取引に関する責任者です。● この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく左記の取扱管理者までお尋ねください。

